広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例

平成２１年２月２日
条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第２３１条の３の規定に基づいて行う分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入（以下「分担金等」という。）を納期限までに完納しない者があるときは、別に定めるものを除くほか、督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（督促）

第２条　分担金等を納期限までに完納しない者があるときは、広域連合長は、納期限後２０日以内に、納付すべき期限を指定して督促状を発しなければならない。

２　前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（延滞金）

第３条　分担金等の納付義務者が、納期限後にその分担金等を納付した場合は、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金額につき年１４．６パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額を延滞金として徴収する。

２　前項に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

３　延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金等の未納金額に１，０００円未満の端数があるとき，又はその未納金額の全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

４　延滞金の額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（延滞金の減免）

第４条　広域連合長は、分担金等を納期限までに納付しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに納期限が経過した分担金等について、施行日以後において督促状を発する場合における第２条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。

３　施行日の前日までに納期限が経過した分担金等について、施行日以後において督促状を発した場合における第３条の規定の適用については、同条中「その納期限の翌日」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。

（延滞金の割合の特例）

４　当分の間、第３条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則（平成２５年１１月１日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第１条、第２条第１項、第３条第１項、第４条、附則第２項及び附則第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規定による改正後の附則第４項の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年１０月１６日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例附則第４項の規定は、延滞金のうち令和３年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。